

昭和二十六年法律第四十五号

社会福祉法

第三章 総則（第一条～第六条）

第二章 地方社会福祉審議会（第七条～第十三
条）

第三章 福祉に関する事務所（第十四条～第十
七条）

第四章 社会福祉主事（第十八条・第十九条）

第五章 指導監督及び訓練（第二十条・第二十
一条）

第六章 社会福祉法人

第一節 通則（第二十二条～第三十条）

第二節 設立（第三十一条～第三十五条）

第三節 機関

第一款 機関の設置（第三十六条・第三十
七条）

第二款 評議員等の選任及び解任（第三十
八条～第四十五条の七）

第三款 評議員及び評議員会（第四十五条
の八～第四十五条の十二）

第四款 理事及び理事会（第四十五条の十
三～第四十五条の十七）

第五款 監事（第四十五条の十八）

第六款 会計監査人（第四十五条の十九）

第七款 役員等の損害賠償責任等（第四十
五条の二十一～第四十五条の二十二
の二）

第四節 計算

第一款 会計の原則等（第四十五条の二十
三）

第二款 会計帳簿（第四十五条の二十四～
四十五条の二十六）

第三款 計算書類等（第四十五条の二十七
～第四十五条の三十五）

第五節 定款の変更（第四十五条の三十六）

第六節 解散及び清算並びに合併

第一款 解散（第四十六条・第四十六条の
二）

第二款 清算

第一目 清算の開始（第四十六条の三～
四十六条の四）

第二目 清算法人の機関（第四十六条の
五一～第四十六条の二十一）

第三目 財産目録等（第四十六条の二十一
～第四十六条の二十九）

第四目 債務の弁済等（第四十六条の三）

第六章 清算事務の終了等（第四十七条の二—第四十七条の七）	第三款 合併 第一目 通則（第四十八条） 第二目 吸収合併（第四十九条—第五十四条の四） 第三目 新設合併（第五十四条の五—第五十四条の十二）	第四目 合併の無効の訴え（第五十五条） 第七節 社会福祉充実計画（第五十五条の一—第五十五条の四）
第七章 社会福祉事業（第六十条—第七十四条）	第八節 助成及び監督（第五十六条—第五十六条の三） 第九节 福祉サービスの適切な利用（第九条） 第一節 情報の提供等（第七十五条—第七十五条の三） 第二節 福祉サービスの利用の援助等（第八十条—第八十七条）	第三節 社会福祉を目的とする事業を經營する者のへの支援（第八十八条） 第九章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進（第八十九条—第九十一条）
第十章 地域福祉の推進（第六十二条—第六十二条の二）	第一節 福祉人材センター（第九十二条—第九十二条の二） 第二款 都道府県福祉人材センター（第九十三条—第九十八条） 第二款 中央福祉人材センター（第九十九条—第一百一条）	第一節 福利厚生センター（第一百二条—第一百二十二条） 第二節 地域福祉計画（第一百七条—第一百八十二条）
第四節 共同募金（第一百十二条—第一百二十四条）	第三節 社会福祉協議会（第一百九条—第一百十一条）	

第十一章 社会福祉連携推進法人

第一節 業務運営等（第一百三十二条—第一百四十四条）	十条
第三節 解散及び清算（第一百四十五条）	
第四節 監督等（第一百四十六条—第一百四十九条）	
第五節 雜則（第一百四十七条—第一百五十二条）	二条
第六章 雜則（第一百四十九条—第一百五十五条）	一条
第七章 罰則（第一百五十五条—第一百六十二条）	一条
附則 第一章 総則	
（目的）	
第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	
（定義）	
第二条 この法律において「社会福祉事業」は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。	
2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	
一 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十一号）に規定する救護施設、更生施設その他の計困難者を無料又は低額な料金で入所させ日常生活の扶助を行うことを目的とする施設を經營する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業	
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十号）に規定する乳児院、母子生活支援施設児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業	
三 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十一号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業	
四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律（平成十七年法律第二百四十二条）	

十三号)に規定する障害者支援施設を経営す

六 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業

五 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対する無利子又は低利で資金を融通する事業次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対し、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第二百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

三 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊娠産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第二百十号）に規定する養子縁組あつせん事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業

業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用する事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その施設を利用する住民の生活の改善及び向上を図るために各種の事業を行うものを利用させる事業）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対する、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるため必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与すること

4 その他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

一 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれるものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行つものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。（地域福祉の推進）

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人との連携に配慮するよう努めなければならぬ。

第五条 福祉サービスを目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連サービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができる。ようにその事業の実施に努めなければならない。（福祉サービスの提供の原則）

第六条 地域社会福公団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第七条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業に従事する者及び学識経験のある者（うちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市）の長が任命する。（臨時委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者（うちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。（委員長））

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

二 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者（うちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。（委員長））

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。（専門分科会）

第十二条 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十三条 第七条第一項の規定にかかる限り、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。（地方社会福祉審議会に関する特例）

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「(政令への委任)
児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉審議会に置く」とする。
第十三章 福祉に関する事務所
第十四条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ)は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。
2 都道府県及び市は、その区域(都道府県については、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。)をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
6 市町村の設置する福祉に関する事務所は、生활保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務所のうち市町村が処理することとされているものをつかさどるところとする。
7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。(組織)
第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少な

2 合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。
第三章 福祉に関する事務所
第十六条 所員の定数は、条例で定める。
1 事務を行なう所員は、所の長の指揮監督を受け、所務を掌理する。
2 指導監督を行なう所員は、所の長の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
3 指導監督を行なう所員は、所の長の指揮監督を受け、所務を掌理する。
4 現業を行なう所員は、所の長の指揮監督を受け、援護、育成又は更生の措置をする者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。
5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受け、所の庶務をつかさどる。
6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならぬ。
(所員の定数)

2 合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。
第四章 社会福祉主事
第十八条 (設置) 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。
第十九条 (指導監督) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行なうことを職務とする。
第二十条 (指導監督) 都道府県知事並びに中核市長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に關し必要な事項は、政令で定める。
第五章 指導監督及び訓練
第二十二条 (定義) この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
第二十三条 (定義) 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。(経営の原則等)
第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる扱い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

財団法人に関する法律第二百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものとつているときは、この限りでない。

評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

六 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（計算書類等の提出命令）

第四十五条の三十四 判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した

日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間が、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。）

三 報酬等、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

五 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

三 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

三 前項の規定にかかるらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。

四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

五 破産手続開始の決定

六 所轄庁の解散命令

第四十六条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

一 定款の変更（厚生労働省令で定めるものと除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 定款の変更（厚生労働省令で定めるものと除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

三 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

四 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散事由）

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

一 評議員会の決議

二 定款に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」という。）は、一人又は二人以上の清算人を置かなければならぬ。

（清算法人の能力）

第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならぬ。

（清算法人の機関）

一 清算法人における機関の設置

二 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならぬ。

三 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

四 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならぬ。

（清算法人の就任）

一 第三節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

二 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

三 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならぬ。

（清算人の就任）

一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

（清算人の就任）

一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

（清算人の就任）

一 前項の規定により清算人となる者がないとときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

二 前二項の規定にかかるらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

（清算人の就任）

一 前二項の規定にかかるらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

場合に該当することとなつた日における財産目録等及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならぬ。
清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

（財産目録等の提出命令）

4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

（財産目録等の提出命令）

4 第四十六条の二十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。
(貸借対照表等の作成及び保存)

第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事業年度（第十四条の三各号に掲げる場合に該当することとなる日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。
(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めることにより、監事の監査を受けなければならない。
承認を受けなければならない。
(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事業年度に係るは、同項の監査を受けたもの）は、清算人会の

貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合においては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定時評議員会の日の一週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表等の提出等)

第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

一 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く。)第四十六条の二十五第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告

二 清算人会設置法人 第四十六条の二十五第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告

一 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定期評議員会の承認を受けなければならない。

二 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令)

二十四第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。
(適用除外)

第四十六条の二十九 第四節第三款（第四十五条の二十七第四項及び第四十五条の三十二から第四十五条の三十四までを除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

第四回 債務の弁済等
(債権者に対する公告等)

第四十六条の三十 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申し出をしないときは清算から除斥されれる旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価せざるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)

第四十六条の三十四 清算法人の債権者(判明している債権者を除く。)であつて第四十六条の三十第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対しても、弁済を請求することができる。

第五目 残余財産の帰属

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第六目 清算事務の終了等

(清算事務の終了等)

第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、決算報告は、受けなければならない。

3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にはあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受ける。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

第四十七条の三 清算人(清算人会設置法人については、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算

(帳簿資料の保存)

法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。

（裁判所による監督）

第四十七条の四 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第四十七条の五 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならぬ。 (検査役の選任)

（検査役の選任）

第四十七条の六 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十六条の十三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号、第二号及び第十九号に係る部分に限る。）、第二百九十条、第二百九十二条、第二百九十三条（第一号及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

第三款 合併

第三款 合併
第一目 通則
社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

の業務時間内では、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第一五四条 吸收合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日の二週間前日の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二目 吸收合併

(吸収合併契約)

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継されるものをいう。以下この目及び第六十五条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（吸収合併の効力の発生等）

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、

その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九百四十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、そ

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの
四 閲覧の請求
前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸收合併契約の承認)

第五十二条 吸收合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十三条 吸收合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸收合併をする旨

二 吸收合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸收合併消滅社会福祉法人及び吸收合併存続社会福祉法人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができると旨

債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸收合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸收合併消滅社会福祉法人は、当該債務者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併を

及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から吸収合併の登記の日後六月を経過するまでの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認)

第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合に、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなら

第五十四条の一

省令で定める額が吸收合併存続社会福祉法人が承継する吸收合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合は、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の三 吸收合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなら

とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 社会福祉充実計画

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二

社会福祉法人は、毎会計年度における、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という)において現に行つてある社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前のか会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行つてある事業を継続するため必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

一 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時にわなければならない。

社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 既存事業(充実する部分に限る)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という)の規模及び内容

二 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という)

三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という)

四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」といふ。)

五 社会福祉充実計画の実施期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところである。

ろにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)

二 公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)

三 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)

社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならない。

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

社会福祉法人は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。

所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

社会福祉充実事業として記載されている社

会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであ

ること。

社会福祉充実事業として記載されるべきものであること。

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。

所轄庁は、前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をし、この限りでない。

所轄庁は、前項の規定による勧告を受けた社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならぬ。

社会福祉法人は、社会福祉充実計画の変更をし、この限りでない。

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

(社会福祉充実計画の終了)

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉法人に従つて事業を行つこと困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を

づいてする行政の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき

は、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会

福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずることができるものとする。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずることができるものとする。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずることができるものとする。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずることができるものとする。

社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずことができるものとする。

社会福祉法人が前項の命令に従かないとき、又は正当な理由がないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずなければならない。

社会福祉法人が前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。

所轄庁は、前項の規定による立入検査の権限は、代理人の身分を示す証明書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

所轄庁は、社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

所轄庁は、前項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

所轄庁は、前項の規定による立入検査の権限は、代理人の身分を示す証明書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

所轄庁は、前項の規定による立入検査の権限は、代理人の身分を示す証明書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。

三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(関係都道府県知事等の協力)

第五十七条の二 関係都道府県知事等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの)の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者(所轄庁)は、当該社会福祉法人に対し、その旨の意見を述べることができること。

2 第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国又は財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第二百三十七条第三項の規定の適用を妨げない。

前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対し、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に關し報告を徵すこと。

二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいて行政の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

四 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命ぜる場合に準用する。

五 第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等

二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

(情報の公開等)

六 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要なと認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を求めることができる。

七 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

八 第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に關し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

九 第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び種類

二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三 条例、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の予定年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

八 第六十三条 厚生労働大臣は、都道府県知事は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。)の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

九 第六十四条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が經營することを原則とする。

(事業経営の準則)

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその他の社会福祉事業を經營する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

二 施設の管理者の資産状況

三 建物その他の設備の使用の権限

四 経理の方針

五 事業の經營者又は施設の管理者に事故があるべきときの処置

六 第六十五条 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査す

職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができ
る。

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて土壤汚染防止事業者に登録する。

規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不當に當利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対するし、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（利用契約の成立時の書面の交付）

第七十七条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容

三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支

向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならぬ。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス
利用援助事業等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けた社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六项、第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行ふことその他措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならぬ。
同様に、社会福祉事業の監督者も行ふ事務は

協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関して学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。
（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）

し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の待遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十一条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等

(情報の提供)

（誇大広告の禁止）

第七十九条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違はないものと認められるべきものとする。

規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めると、当該福祉サービス利用援助事業を行なう者に對して必要な助言又は勧告をすることができる。

福祉サービス利用援助事業を行なう者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための

出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条规定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業

2 いわれはならなか
国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用
しようとする者が必要な情報を得られる
ように、必要な措置を講ずるよう努めなければ
ならない。

違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとす
相談等)

を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、

(利用契約の申込み時の説明)

第七十六条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意の配慮)

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該
申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意
する。

を得て、苦情の解決のあつせんを行うことがで
きる。

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に（運営適正化委員会から都道府県知事への通知）

当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対しそ速やかに、その旨を通知しなければならない。
(政令への委任)

第三節　社会福祉を目的とする事業を經營する者への支援

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第百十一条第一項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に關して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合には、この限りでない。

保の促進

(基本指針) 第一節 基本指針

(基本指針) 第一節 基本指針

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下この章において「社会福祉事業等」という。）の健全な発達を図るため、社会福祉事業等に従事する者（以下この章において「社会福祉事業等従事者」という。）の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

一 社会福祉事業等従事者の就業の動向に関する事項

社会福祉事業等を経営する者が行なう福利事業等従事者に係る処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く）

く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社員会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三 前号に規定する措置の内容に関するして、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四 国民の社会福祉事業等に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため必要な措置の内容に関する事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(社会福祉事業等を経営する者の講ずべき措置)

第五十九条 社会福祉事業等を経営する者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。

2 社会福祉事業等を経営する者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力をを行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第六十条 国及び都道府県は、社会福祉事業等を經營する者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九十二条 国は、社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずる他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定等)

第一節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター

社事業等従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の許可を受けて社会福祉事業等従事者につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第九十四条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社会福祉事業等に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三 社会福祉事業等を経営する者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的・事項について相談その他の援助を行うこと。

四 社会福祉事業等の業務に関し、社会福祉事業等従事者及び社会福祉事業等に従事しようとする者に対する研修を行うこと。

五 社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡を行うこと。

六 社会福祉事業等に従事しようとする者について、無料の職業紹介事業を行うこと。

七 社会福祉事業等に従事しようとする者に対する就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業等従事者の確保を図るために必要な業務を行ふこと。

(関係機関等との連携)
第九十五条 都道府県センターは、前条各号に掲げる業務を行うに当たつては、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び他の社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努めなければならない。
(情報の提供の求め)
第九十五条の二 都道府県センターは、都道府県その他上官署に対し、第九十四条第七号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。
(介護福祉士等の届出等)
第九十五条の三 社会福祉事業等従事者(介護福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者に限る。次項において同じ。)は、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならぬ。
2 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。
3 社会福祉事業等を経営する者その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。
(秘密保持義務)
第九十五条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がないのに、第九十四条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(業務の委託)
第九十五条の五 都道府県センターは、第九十四条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がないのに、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の連絡及び事業の調整を行ふため、その寄附金をそものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
三 社会福祉を目的とする事業の經營に関する指導及び助言

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

3 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

4 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

(第四節 共同募金)

第一百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をそものとする。

2 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の連絡及び事業の調整を行ふため、その寄附金をそものとする。

この区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

第一百十三条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかるらず、第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人を共同募金会と称する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

(共同募金会)

第一百十四条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
二 特定人の意思によつて事業の經營が左右されるおそれがないものであること。

3 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。

4 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

第一百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、当該共同募金会に配分委員会を置く。

2 第四十一条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。

3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第一百十六条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。

い。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行つては、配分委員会の承認を得なければならぬ。

3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

第一百十八条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかるらず、災害救助法(昭和二十二年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定にかかるらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。

3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。

4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第一百十九条 共同募金会は、共同募金を行つて、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受取者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第一百二十条 共同募金会は、寄附金の配分を終したときは、一ヶ月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに

第百八十九条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項

の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

共同募金会は、第一百八十三条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第一百二十二条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第八項の事由が生じた場合のほか、第一百四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第一百二十三条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(共同募金会連合会) 第一節 認定等

第一百二十四条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

第十一章 社会福祉連携推進法人

(社会福祉連携推進法人の認定)

第一百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第一百一十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を經營する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

三 社員が經營する社会福祉事業の經營方法に関する知識の共有を図るための支援

四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行う

のに必要な資金を調達するための支援として

厚生労働省令で定めるもの

五 社員が經營する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図ることの研修

六 社員が經營する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(認定申請)

第一百二十六条 前条の認定（以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。）の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他の厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。

第一百二十七条 厚生労働省令で定める事項を記載した申請書によると、前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合は、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項

（認定の基準）

所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定を受けることができる。

（所轄庁の認定の基準）

所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨

（監事のうち）

監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

（理事又は監事について）

その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の經營基盤の強化に資することが主たる目的であること。

（社員の構成について）

社会福祉事業を經營する者又は社会福祉法人の經營基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

（代表理事を一人置く旨）

理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

（所轄庁の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項）

（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他）

（会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項）

（監査する事項）

（監査する事項）

（監査する事項）

（監査する事項）

る事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項

ロ 役員について、次に掲げる事項

（1）理事六人以上及び監事二人以上を置く旨

（2）社会福祉連携推進方針に照らし、当該

（3）社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第一百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者（ヲにおいて「国等」という。）に贈与する旨

（4）会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する場合において残余財産を国等に帰属させる旨

（5）定款の変更に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの

（7）清算をする場合において残余財産を国等に該当するもの

（8）（欠格事由）

（9）（欠格事由）

（10）（欠格事由）

（11）（欠格事由）

（12）（欠格事由）

（13）（欠格事由）

（14）（欠格事由）

（15）（欠格事由）

（16）（欠格事由）

（17）（欠格事由）

（18）（欠格事由）

（19）（欠格事由）

（20）（欠格事由）

（21）（欠格事由）

（22）（欠格事由）

（23）（欠格事由）

（24）（欠格事由）

（25）（欠格事由）

ト 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

イ 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

（1） 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

（2） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（3） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（4） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（5） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（6） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（7） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（8） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（9） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（10） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（11） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（12） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（13） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（14） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（15） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（16） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（17） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（18） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（19） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（20） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（21） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

（22） 当該一般社団法人がトの承認をするにあたり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べること。

イ　社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人（以下この章、第一百五十五条第一項及び第一百六十五条において「社会福祉連携推進法人」という。）が第一百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行つ理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ　この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二　暴力団員等

二　第一百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三　暴力団員等がその事業活動を支配するもの（認定の通知及び公示）

（名称）

第一百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

第一百三十条 社会福祉連携推進法人は、その名称中に社会福祉連携推進法人という文字を用いなければならない。

2　社会福祉連携推進認定を受けたことによる名称の変更の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

3　社会福祉連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

4　社会福祉連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。（準用）

第一節 業務運營等

において、同条第一項第二号中「もの及び第百九条第一項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。

第二節 業務運営等

(社会福祉連携推進法人の業務運営)

第一百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の

（社会福祉連携推進法人の業務運営）

第一百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める關係者に対し特別の利益を与えてはならない。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにならなければならない。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

（社員の義務）

第一百三十三条 社会福祉連携推進法人の社員（社会福祉事業を經營する者に限る。次条第一項において同じ。）は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の旨を明示しておかなければならぬ。

（委託募集の特例等）

第一百三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に從事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするとときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。

社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第

五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条规定の中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とある者である。同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

4 社会福祉連携推進法人が第一項に規定する募集に従事しようとする場合における職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

第五百三十五条 公共職業安定所は、前条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する社会福祉連携推進法人に対して、当該募集が効果的かつ適切に実施されるよう、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導を行ふものとする。

(評価の結果の公表等)

第二百三十六条 社会福祉連携推進法人は、第二百二十七条第五号へ(3)の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。

2 社会福祉連携推進目的事業財産

第一百三十七条 社会福祉連携推進法人は、次に掲げる財産を社会福祉連携推進業務を行うために見を尊重するものとする。

第四十五条の三			設置する場合にあつては、会計監査報告を含む。」をいう。次号において同じ。)
十四第一項			
第四十五条の三	社 会 福 祉 連 携 推 進 法 人	社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)	
十四第一項	十四第一項	社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)
第百三十九条	定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るもの）	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係るもの（以下この章において「所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係るもの（以下この章において「所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2	認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係るもの（以下この章において「所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係るもの（以下この章において「所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百四十一條	第四十六条第三項、第四十六条の二、第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の四から第四十七条の六までの規定は、社会福利連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、第四十六条第三項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十八条各号」と、「所轄庁」とあるのは、「認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）」とあるのと同一である。	3	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)
第百四十二条	代表理事の選定及び解職（役員等に欠員を生じた場合の措置等）	4	第三十四条の二第三項の規定は、社会福利連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
第百四十三条	第六项	3	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)
第一号	第五十九条の二第二項	2	第三十四条の二第三項の規定は、社会福利連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
第五十九条	第五十九条の二第二項	2	第三十四条の二第三項の規定は、社会福利連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
第二号		3	社会福利連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)

第五十九条	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	表理事事が欠けた」と、「所轄庁」とあるのは、「認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）」と、「一時役員」とあるのは、「一時役員又は代表理事」と読み替えるものとする。	
第五十九条	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	2	社会福利連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条の二第二項第一項の三十五第
第二号	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	3	五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項第一項の三十五第二項
第五十九条	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	2	社会福利連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条の二第二項第一項の三十五第
第二号	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	3	五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項第一項の三十五第二項

第三項	第三項	第三項	第三項
第一号	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	2	社会福利連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条の二第二項第一項の三十五第
第五十九条	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	3	五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項第一項の三十五第二項
第二号	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	2	社会福利連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条の二第二項第一項の三十五第
第五十九条	第五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項	3	五十九条第一項第一項若しくは第四十条の二第二項第一項の三十五第二項

4 第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとのみなす。

5 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第六項及び第七項の規定は、認定所轄庁が第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第三百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第一百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。
 (社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与)

6 第百四十六条 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合において、第一百二十七条第五号に規定する定款の定めに従い、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一ヶ月以内に社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が当該社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号令に規定する定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という。）から受け取る旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一ヶ月以内に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号令に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

7 前項の「社会福祉連携推進目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額をいう。

8 当該社会福祉連携推進法人が取得した全ての社会福祉連携推進目的事業財産（第二百三十七条各号に掲げる財産をいう。以下この項において同じ。）
 二 当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した社会福利連携推進目的事業財産

三 社会福祉連携推進目的事業財産以外の財産

であつて当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行つたもの及び同日以後に社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の支払その他

厚生労働省令で定めるものの額の合計額

前項に定めるもののか、社会福祉連携推進

目的取得財産残額の算定の細目その他その算定

に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 認定所轄庁は、第一項の場合には、認定取消

法人に対し、前二項の規定により算定した社会

福祉連携推進目的取得財産残額及び第一項の規

定により当該認定取消法人と認定所轄庁との間

に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又は

その一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約

が成立した旨を通知しなければならない。

5 社会福祉連携推進法人は、第一百二十七条第五号令に規定する定款の定めを変更することがで

きない。

第六節 雜則
 (一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の適用除外)

6 第百四十七条 社会福祉連携推進法人について

は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法

律第五条第一項、第六十七条第一項及び第三

項、第一百二十八条並びに第五章の規定は、適用

しない。

(政令及び厚生労働省令への委任)
 第百四十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉連携推進認定及び社会福祉連携推進法人の監督に関する必要な事項は政令で、第一百三十九条第一項及び第一百四十二条の認可の申請に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

第七章 雜則
 (芸能、出版物等の推薦等)

8 第百四十九条 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

9 第五百十条 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、これ

らの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者

四 第四十六条の十一第七項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者

六 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

七 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

八 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

九 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

十 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

十一 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

十二 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

十三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

十四 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

十五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

十六 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

十七 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

十八 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

十九 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

二十 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

二十一 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

二十二 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

二十三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

二十四 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

二十五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

二十六 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

二十七 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

二十八 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

二十九 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

三十 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

三十一 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

三十二 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

三十三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

三十四 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

三十五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

三十六 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

三十七 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

三十八 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

三十九 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四十 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

四十一 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四十二 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

四十三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四十四 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

四十五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四十六 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

四十七 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四十八 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

四十九 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

五十 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

五十一 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

五十二 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

五十三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

五十四 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

五十五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

五十六 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

五十七 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

五十八 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

五十九 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

六十 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

六十一 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

六十二 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

六十三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十六条の六第三項（第一百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

六十四 第四十六条の七第三項において準用する前二項の罪の未遂は、罰する。

一 第百六条の四第六項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
二 第百六条の六第六項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
三 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第四十二条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したとき。
四 第九十五条の四（第一百一条及び第六条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十条 第九十五条の四（第一百一条及び第六条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つたとき。
二 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を経営したとき。
三 第七十二条第一項から第三項まで（これらに規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する制限若しくは停止の命令に違反したとき又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を經營したとき。

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十四条第二項の規定による届出を行ないで、労働者の募集に従事したとき。
二 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつたとき。
三 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第三十九条又是第四十条の規定に違反したとき。

第一百六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十八条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
四 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第一百六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關し、第二百五十九条第三号又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第一百六十五条 社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を行つてゐる者、第二百五十五条第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行つべき者、同項第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行つべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行つべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行つべき者若しくは第二百五十六条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行つべき者又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行つべき社員、同法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第二百四十三条第一項において準用する第四十五条の六第二項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代理理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事若しくは代理理事の職務を実行すべき者、第二百四十三条第一項において準用する第一時会計監査人の職務を行つべき者若しくは記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第百三十四条第三項及び第五十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第一百六十六条 第二十三条、第二百二十七条第一項若しくは第四項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十七条 第二十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百六十八条 第二十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百六十九条 第二十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百七十条 第二十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十四条第二項の規定による停止命令に違反して、正當な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第四十五条の三十六第四項又は第二百三十九条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第四十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

六 第四十五条第一項若しくは第五十五条第一項、第五十五条第二項若しくは第五十六条第一項の二第二項の附屬明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十五条第一項、第五十五条第二項若しくは第五十六条第一項の四第一項、第五十五条第三項若しくは第五十六条第一項の二第二項若しくは第五十六条第二項の二第二項若しくは第五十六条第三項若しくは第五十六条第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

七 第四十六条の二第二項、第一百四十二条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不當に定めたとき。

九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、吸收合併又は新設合併をしたとき。

十 第四十六条の三十三第一項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十二 第五十六条第一項（第二百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせしめ、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十三 第五十六条第一項（第二百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十四 第二百三十三条第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十五 第二百三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十六 第二百三十三条、第二百二十七条第一項若しくは第二百三十四条第三項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十七 第二百三十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第四十六条の二十第一項、第四十六条の二十一第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第二項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百九十四条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

三 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十五条第一項の規定に違反して、虚偽を漏らしたとき。

四 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して、虚偽を漏らしたとき。

五 第四十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

六 第四十五条第一項若しくは第五十五条第一項、第五十五条第二項若しくは第五十六条第一項の四第一項、第五十五条第三項若しくは第五十六条第一項の二第二項若しくは第五十六条第三項若しくは第五十六条第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

七 第四十六条の二第二項、第一百四十二条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不當に定めたとき。

九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十 第四十六条の三十三第一項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十二 第五十六条第一項（第二百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせしめ、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十三 第五十六条第一項（第二百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせしめた者は、三十万円以下の過料に処する。

十四 第二百三十三条第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十五 第二百三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十六 第二百三十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十七 第二百三十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十八 第二百三十三条、第二百二十七条第一項若しくは第三項若しくは第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

5 第四章の規定の施行の際、現に社会福祉事業に従事している者で、左の各号の一に該当するものは、第十八条の規定にかかるわらず、同条に規定する資格を有する者とみなす。

一 昭和二十一年一月一日以後において、二年以上、国若しくは地方公共団体の公務員又は厚生大臣の指定した団体若しくは施設の有給専任職員として社会福祉事業に関する事務に従事した経験を有する者

二 昭和二十年五月十五日以後において、三年以上、社会福祉、公衆衛生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護又は更生保護に関する事務に従事した経験を有する者

三 厚生大臣の指定は、第十八条第一号又は第二号の規定によつてした厚生大臣の指定は、第十八条第一号又は第二号の規定によつてした厚生大臣の指定によつてした指定とみなす。

(福祉に関する事務所に関する経過規定)

7 都道府県は、当分の間、第十四条第一項の規定にかかるわらず、地方自治法第一百五十五条第一項の規定による事務所又は地方事務所に、第十四条第五項に定める事務を行う組織を置くことができる。

8 第十五条から第十七条までの規定は、前項の組織に準用する。

9 町村は、昭和二十六年度に限り、第十三条第七項の規定にかかるわらず、同年十月一日に福祉に関する事務所を設置することができる。この場合においては、その町村は、同年四月三十日までに、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

(社会福祉法人への組織変更)

10 この法律の施行の際、現に民法第三十四条の規定により設立した法人で、社会福祉事業を經營しているもの（以下「公益法人」という。）は、昭和二十七年五月三十一日までに、その組織を変更して社会福祉法人となることができ

る。

11 前項の規定により、公益法人がその組織を変更して社会福祉法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、財團たる公益法人は、寄附行為の変更に関する規定がないときは、厚生大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができる。

12 前項の組織変更是、社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

13 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

(寄附金の募集の経過規程)

14 この法律の施行前に社会事業法第五条の規定によつて都道府県知事又は厚生大臣がした寄附金募集の許可及びそれに附した条件は、第六十九条の規定によつてした許可及びそれに附した条件とみなす。

(社会事業法の罰則の適用に関する経過規定)

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の無利子貸付け等)

16 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に對し、授産施設（生活保護法第七十五条第一項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。）の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、指定都市等に対し、隣保館等の施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において無利子で貸し付けることができる。

18 国は、当分の間、都道府県に対し、隣保館等の施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において無利子で貸し付けることができる。

19 前項に定めるもののほか、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付金の償還方法である期間とする。

20 第十八項に定めるもののほか、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付金の償還方法である期間とする。

21 借還期限の繰上げその他借還に關し必要な事項は、政令で定める。

22 都道府県又は指定都市等が、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

23 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

24 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

25 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

26 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

27 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

28 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

29 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

30 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

31 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

32 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

33 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

34 都道府県又は指定都市等が、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一二日法律第七四八号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三二年四月二五日法律第七一八号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月一日法律第八号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日法律第三五号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年三月三一日法律第三七号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月一一日法律第一五四号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一一日法律第一三三号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一一日法律第一三四号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選舉から適用する。

附 則 (昭和三九年七月一日法律第一三九号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年三月三一日法律第二八号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三一年五月二四日法律第一一八号) 抄

1 (施行期日) 1 この法律は、昭和三一年五月二四日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号)抄
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第四条中老人保健法第四十一条に一項を加える改正規定、同法第四十六条の八第四項の改正規定並びに同法第四十六条の十七の三の改正規定並びに第五条中老人福祉法の目次の改正規定(第二十条の七に係る部分に限る)、同法第五条の三の改正規定、同法第五条の四第二項第二号の改正規定、同法第六条の二の改正規定、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十六条第一項の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定、同法第十九条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十条の二を同法第二十条の二の二とし、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の七の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十条の二第一項第二号の改正規定並びに附則第三十一条中社会福祉事業法第二条第三項第二号の三の改正規定公布の日(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年一月一一日法律第九七号)
(施行期日)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
附 則 (平成七年五月八日法律第八七号)
この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

<p>第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇七号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第七条の規定(社会福祉事業法第十六条の改正規定を除く。)、第九条中社会福祉・医療事業団法第二十八条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 平成九年四月一日(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 第七条の規定の施行前に同条の規定による改正前の社会福祉事業法第六章の規定に基づき都道府県知事がした認可等の処分その他の行為でその効力を有するもの又は同条の規定の施行の際現に都道府県知事に対してされている認可等の申請その他の行為で、同条の規定の施行の日以後において指定都市又は中核市の中核市長(以下「指定都市等の長」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定の施行の日以後においては、指定都市等の長のした認可等の処分その他の行為又は指定都市等の長に対してなされた認可等の申請その他の行為とみなす。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成九年六月六日法律第七二号) (施行期日)</p> <p>1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年一二月一七日法律第一〇号) 抄
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一〇年九月二八日法律第六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十二条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
罰則 (施行期日)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第四十条中自然公園附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条第一条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条第一条、第五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日
二から五まで 略
六 附則第二百四十三条の規定 公布の日から

(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)
第六十六条 この法律の施行の際現にされている
業法第十三条第九項の規定による福祉に関する事
務所の設置若しくは廃止の承認又はこれらの協
議の申出とみなす。
第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係
る第一百四十九条から第一百五十一条まで、第一百五
十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六
十八条、第一百七十条、第一百七十二条、第一百七十一
三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十一
三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第一百九
一条、第一百八十八条、第二百二十四条、第二百十九条
から第二百二十二条まで、第二百二十九条又は
第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉
法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指
圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二
条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法
第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第
七十二条の三、身体障害者福祉法第四十三条の
二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律第五十一条の十二第二項、クリーニング
業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十
五条の二、社会福祉事業法第八十一条の二第二
項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十
一条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技
師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八
の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人
福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六
条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物に
おける衛生的環境の確保に関する法律第十四条
第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予
防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第六十五条の規定に基づく再審査請求につい
ては、なお従前の例による。
(国等の事務)

第五条 社会福祉法第七十二条第二項に規定する社会福祉事業の経営者（次項において「社会福祉事業の経営者」という。）であつて、この法律の施行の際現に契約により福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この条において同じ。）を提供しているものは、この法律の施行後、遅滞なく、当該福祉サービスの利用者に対し、社会福祉法第七十七条に規定する書面を交付しなければならない。ただし、この法律の施行前に同条に規定する書面に相当する書面を交付している者については、この限りでない。

社会福祉事業の経営者が、前項本文の規定に違反したときは、当該社会福祉事業の経営者を社会福祉法第七十七条の規定に違反した者とみなして、社会福祉法の規定を適用する。

第六条 社会福祉法第一百五十五条第二項及び第三項並びに第一百六十六条から第一百八十八条までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寄附金の募集が行われる年の共同募金から適用し、施行日前に寄附金の募集が行われた年の共同募金については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年一月二七日法律第一二六号）抄
（施行期日）
（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十二条の三の改正規定の中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月二九日法律第一号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（処分等の効力）

第一百二十一條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条におよぶ）

(罰則に関する経過措置)
第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条、第五条、第八条、第十一条、第十五条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十一条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。
附 則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、
第一百三条、第一百六十六条から第百八十八条まで及
び第一百二十二条の規定 公布の日
二 第五十五条第一項（居宅介護、行動援護、児童
デイサービス、短期入所及び共同生活援助に
係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六
項、第九項から第十五項まで、第十七項及び
第十九項から第二十二項まで、第二章第一節
(サービス利用計画作成費、特定障害者特別
給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介
護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装
具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条
第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号
から第十号までに係る部分に限る。）及び第
二項（第一号から第三号までに係る部分に限
る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五
条、第三十六条第四項（第三十七条第二項に
おいて準用する場合を含む。）、第三十八条か
ら第四十条まで、第四十一条（指定障害者支
援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る
部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援
施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係
る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条
第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係
る部分に限る。）及び第二项、第四十七条、
第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第
二項及び第三項並びに同条第四項から第七項
まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指
定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五
十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障
害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る
部分に限る。）、第七十条から第七十二条ま
で、第七十三条、第七十四条第二項及び第七
十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護
医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第
三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る
部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号
(サービス利用計画作成費、特定障害者特別
給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第一号に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百十一条及び第一百十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)並びに第一百四十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第六十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十五条まで、第九十二条、第九十九条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十五条、第一百六十二条、第一百六十三条及び第一百五十五条の規定 平成十八年十月一日
三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月五日法律第一二五号）抄
(施行期日)

（政令への委任）
第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
布の日
一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公

附 告 (平成二〇年一二月三日法律第ハ)
五号 抄

第一項 この法律は、立成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の（検討）

規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行二年、必要に至る旨を除きは、文部省が定める

行の旅行に伴い必要なる経過措置に
付。政令で定め

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(号)抄
附則
(平成一八年六月二日法律第五〇)

<p>この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年六月七日法律第五三 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一二月五日法律第一 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公布の日 (政令への委任)</p> <p>二 第一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>三 第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日 (検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(その他他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p> <p>附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七 (施行期日) 第二条 政府は、障害保健福祉策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三十七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十五条の十九の規定による新自立支援法第五十五条の十四第四項の指定の手續、新自立支援法第五十五条の二第十項の規定による新自立支援法第五十五条の</p>

の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一項の五の十五の規定による新児童福祉法第二十二条の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の第三項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。
(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 号抄

施行する。
附 則
（平成二十三年五月一日法律第四〇
号）抄

施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三條 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合に

は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支

援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加

七十六条」とする。
附 則 (平成二十三年五月二十五日法律第五
三号)

この法律は新非証事件手続法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

(政令への委任)
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

四号（抄）

えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十二条の第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自

十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定を除く。）、第二百一十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第二百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第二百九十九条の二の改正規定に限る。）、第二百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第二百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十二条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第二百五十五

第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四、七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主体の連携による生物

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律五百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

二号

附 則（平成二三年六月二二日法律第七
　　（施行期日）
抄

Digitized by srujanika@gmail.com

一 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第六十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十二十三条から第二十七条まで、第十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第二十三条规定（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条第十九条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自

立支援法第八十九条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定に限る。）、第十八条（道路法第二十四条の三条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十九条の三の改正規定に限る。）、第一百零一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第百三十三条、第一百五十五条の改正規定に限る。）、第一百零二条（道路整備特別措置法第十八条の改正規定を除く。）、第一百零三条（駐車場法第四条の改正規定に限る。）、第一百零四条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百零六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百零八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百一十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二、第三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十三条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二、第三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百四十九条の二の改正規定を除く。）、第一百三十二条（地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十七条、第二百三十三条、第二百四十五条、第二百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条

条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）第一百五十七条（第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限り改める。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十二条（鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限り改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第二十九条、第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限り改める。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十二条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限り改める。）、第一百一条、第一百十二条、第一百五十五条から第一百七十二条まで、第一百十二条、第一百七十二条（地域における多様な主体の連携による生物

の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）の項の改正規定に限る）、第二十二条（児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日
（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 第三十四条の規定（社会福祉法第六十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法（附則第二百二十三条第二項において「新社会福祉法」という。）第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。
第二十六条 第三十四条の規定（社会福祉法第三十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の社会福祉法（以下この条において「旧社会福祉法」という。）の規定によりされた認可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第三十四条の規定の施行の日以後における第三十四条の規定による認可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三十四条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法（以下この条において「新社会福祉法」という。）の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしなければならない事項で、第三十四条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)
第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)
第二百一十三条
2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五(新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む)、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十二条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第二十六条(新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第二百一十三条)
(施行期日)
(一二二号) 抄
附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第二百一十三条)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則 第六条 第八条 第九条及び第十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二四年六月二七日法律第五
一 号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（施行期日）抄
（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄

（施行期日）
（施行期日）抄
（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）
（施行期日）抄
（平成二七年四月一日から施行する。）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 定 公布の日

一 第二条並びに附則第三条、第七条から第十三条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第三十八条に規定する母子福祉施設を経営している国及び都道府県以外の者であつて、前条の規定による改正前の社会福祉法（次項において「旧法」といふ。）第六十九条第一項又は第二項の規定による届出をしているものは、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の社会福祉法（次項において「新法」という。）第六十九条第

一項又は第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する者に対し、前条の規定の施行前に行われた旧法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分は、新法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃除、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行

の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第

二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十

二条、第二十五条、第二十九条、第三十一

三条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規

定 公布の日

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五

一条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二

条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布 の日

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十三条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成 の日

二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に

伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条及び

附則第六条において「第二号旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりされていいる認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二号

施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、第二号

施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用については、第二号新社会福祉法と法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第三条 第二号施行日前に第二号旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、第二号新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

第四条 第二号新社会福祉法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二号施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第五条 厚生労働大臣は、第二号施行日前において、第二号新社会福祉法第八十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第六条 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法第九十三条第一項、第二十六条附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法第九十九条又は第二百二条の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センター、中央福祉人材センター又は福利厚生センターは、第二号

施行日において、それぞれ第二号新社会福祉法

第九十三条第一項、第九十九条又は第一百二条の指定を受けたものとみなす。

(第二条の規定による社会福祉法の一部改正に

伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をして、所轄庁の認可を受けなければならない。

第八条 第二条の規定による改正後の社会福祉法(以下「新社会福祉法」という。)第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までとする。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならぬ。

第十条 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)」の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

第十二条 行使日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

第十三条 第二号新社会福祉法第四十五条の二十七(第一項を除く。)及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。

第十四条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用する。

第十五条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用する。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第一項及び第六章第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七(第一項を除く。)及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社会福祉法(附則第二十五条において「旧社会福祉法」という。)第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお従前の例によつて適用する。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上に同意(定款でさらに評議員会の決議を必要とするものと定められている場合には、当該同意及びその決議があつた場合については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までの間

三項の改正規定、同法第七十九条の二第二項の改正規定（支給機関）を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項目第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定（附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定（附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第五項の進学準備給付金」を加える部分に限る）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定（公布の日二及び三 略）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 第二十五条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百零七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

（公布の日）
(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正

前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

(政令への委任) 第九条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄
（施行期日）

附 則
（令和四年三月三日法律第二百二十九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。
一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十
二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二
十八条の規定 公布の日

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第一条の規定

(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中

村	町
第五十九条、第五十八条第二項、第五十六条第九項	第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条、第一百四十四条並びに第一百二十一條